第五十九条第二十号中「令第百二十九条の十二第二項」を「令第百二十九条の十二第一項第六号、第二項」に改める。

第七十一条の二第一項の表財団法人日本建築センターの項中「及び」を「、」に改め、「から」の下に「第十号まで及び第十一号から」を加え、同表財団法人日本建築総合試験所の項中「第六号から」の下に「第十号まで、第十一号から」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第二十号に掲げる区分に従い建築基準法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者については、当該指定の有効期間の経過する日までの間は、なお従前の例による。

○国土交通省令第六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

装置型式指定規則の一部を改正する省令

第二条中第五号の六を第五号の七とし、第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　法第四十一条第六号の電気装置のうち原動機用蓄電池（電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第五条第一項の表中

「

五の四　第二条第五号の四の感電防止装置	第百号改訂版
五の五　第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の六　第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

」を

「

五の四　第二条第五号の四の原動機用蓄電池	第百号第二改訂版
五の五　第二条第五号の五の感電防止装置	
五の六　第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版
五の七　第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

」に

第三号様式中

「

第二条第五号の四の感電防止装置	8以上
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

」を

「

第二条第五号の四の原動機用蓄電池	8以上
第二条第五号の五の感電防止装置	
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	
第二条第五号の七のオフセット前面衝突時の乗員保護装置	

」に、

「

第二条第十九号の前照灯	8以上（ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあつては5以上）
第二条第十九号の二の前照灯	

」を

「

第二条第二十号の前照灯洗浄器	8以上
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
第二条第二十二号の前部霧灯	5以上

」に

「

第二条第十九号の前照灯	8以上（ただし、プラスチック製レンズを備えたものにあつては、5以上）
第二条第十九号の二の前照灯	
第二条第二十号の前照灯洗浄器	5以上
第二条第二十一号の前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置	
第二条第二十二号の前部霧灯	

」に

改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年七月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の四下欄に掲げる車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則に基づき行われた認定は、この省令による改正後の装置型式指定規則第五条第一項の表第五号の五下欄に掲げる協定に附属する規則に基づき行われた認定とみなす。